

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第14章（略） 料金表（略） 別表（略）</p> <p>附 則（平成28年4月28日経企第135号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成28年5月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施後、現に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 当社は、X i 契約者又は第2種X i コピキタス契約者（以下この附則において「X i 契約者等」といいます。）が当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所（以下この附則において「住所等」といいます。）が、平成28年4月16日時点又は平成28年4月30日時点において熊本県内である場合であって、そのX i 契約者等がデータ定額パック、X i パケ・ホーダイダブル、X i パケ・ホーダイフラット、X i パケ・ホーダイライト、X i パケ・ホーダイ f o r i P h o n e、X i パケ・ホーダイ f o r ジュニア、X i らくらくパケ・ホーダイ若しくはX i パケ・ホーダイ f o r ビジネス（以下この附則において「データ定額パック等」といいます。）のいずれかを選択しているときは基本使用料の料金種別のうち、そのX i 契約者がX i データプラン、X i データプランにねん、X i データプラン2、X i データプラン2にねん、X i データプランフラット、X i データプランフラットにねん、X i データプランライト、X i データプランライトにねん若しくは当社が別に定める料金種別（以下この附則において「X i データプラン等」といいます。）のいずれかを選択しているときは、その契約者に係るX i サービスの定額上限データ量に、1 0 0 G Bを加算します。</p> <p>4 前項の適用を受けているX i サービスが料金表第1表第3（通信料）の1の（8）の3に定める共有回線群を構成する共有対象回線であるときは、その共有回線群の共有代表回線に係るX i サービスの定額上限データ量に、1 0 0 G Bを加算します。</p> <p>5 前2項の場合において、当社は、データ定額パック等若しくはX i データプラン等のいずれかの適用を受けていること又は共有回線群を構成する共有対象回線であることを、平成28年4月16日時点の住所等が熊本県内である場合は平成28年4月27日、平成28年4月30日時点の住所等が熊本県内である場合（平成28年4月16日時点の住所等が熊本県内である場合を除きます。）は平成28年5月2日に確認するものとします。</p> <p>6 第3項又は第4項の規定に基づき加算したデータ量について、料金表第1表第3（通信料）の1の(8)の2のツ及びテの規定は適用しません。</p> <p>7 データ量の加算の実施日その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>8 当社は、X i 契約者等の住所等が平成28年4月16日、平成28年4月30日又は平成28年5月31日時点において熊本県内である場合であって、そのX i 契約者等から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったとき又は共有回線群を構成する共有対象回線の住所等が熊本県内であるX i 契約者等のX i サービスが含まれる場合であって、その共有回線群の共有代表回線の契約者から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったときは、平成28年5月1日から平成28年5月31日までの間におけるその定額上限データ量の増加に係る料金の支払いを要しないものとします。 この場合において、その定額上限データ量の増加に係る料金について、当該月に係る料金として請求し、翌料金月の料金において精算することがあります。</p> <p>9 経企第78号（平成28年4月19日）の附則第7項を次のように改めます。 7 当社は、X i 契約者又は第2種X i コピキタス契約者（以下この附則において「X i 契約者等」といいます。）が当社に届け</p>	

ている住所又は請求書等の送付先住所（以下この附則において「住所等」といいます。）が平成 28 年 4 月 16 日時点又は平成 28 年 4 月 30 日時点において熊本県内である場合であって、その X i 契約者等から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったとき又は共有回線群を構成する共有対象回線の住所等が熊本県内である X i 契約者等の X i サービスが含まれる場合であって、その共有回線群の共有対象回線若しくは共有代表回線の契約者から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったときは、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日までの間におけるその定額上限データ量の増加に係る料金の支払いを要しないものとします。

この場合において、その定額上限データ量の増加に係る料金については、当該料金月に係る料金として請求し、翌料金月の料金において精算する場合があります。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第14章（略） 料金表（略） 別表（略）</p> <p>附 則（平成 28 年 4 月 28 日経企第 135 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成 28 年 5 月 1 日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施後、現に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 当社は、F O M A 契約者又は第 2 種 F O M A コピキタス契約者（以下この附則において「F O M A 契約者等」といいます。）が当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所（以下この附則において「住所等」といいます。）が、平成 28 年 4 月 16 日時点又は 4 月 30 日時点において熊本県内である場合であって、その F O M A 契約者等がデータ定額パック又はらくらくパケホーダイを選択しているときは、その契約者に係る F O M A サービスの定額上限データ量に、1 0 0 G B を加算します。</p> <p>4 前項の適用を受けている F O M A サービスが料金表第 1 表第 3（通信料）の 1 の(7)の 3 に定める共有回線群を構成する共有対象回線であるときは、その共有回線群の共有代表回線に係る F O M A サービスの定額上限データ量に、1 0 0 G B を加算します。</p> <p>5 前 2 項の場合において、当社は、データ定額パック若しくはらくらくパケホーダイのいずれかの適用を受けていること又は共有回線群を構成する共有対象回線であることを、平成 28 年 4 月 16 日時点の住所等が熊本県内である場合は平成 28 年 4 月 27 日、平成 28 年 4 月 30 日時点の住所等が熊本県内である場合（平成 28 年 4 月 16 日時点の住所等が熊本県内である場合を除きます。）は平成 28 年 5 月 2 日に確認するものとします。</p> <p>6 第 3 項又は第 4 項の規定に基づき加算した追加データ量について、料金表第 1 表第 3（通信料）の 1 の(7)の 3 のツ及びテに定める繰越データ量の規定は適用しません。</p> <p>7 データ量の加算の実施日その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>8 当社は、F O M A 契約者等の住所等が平成 28 年 4 月 16 日、平成 28 年 4 月 30 日又は平成 28 年 5 月 31 日時点において熊本県内である場合であって、その F O M A 契約者等から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったとき又は料金表第 1 表第 3 の 1 の(7)の 4 に定める共有回線群を構成する共有対象回線の住所等が熊本県内である F O M A 契約者等の F O M A サービスが含まれる場合であって、その共有回線群の共有代表回線の契約者から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったときには、平成 28 年 5 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日までの間におけるその定額上限データ量の増加に係る料金の支払いを要しないものとします。</p> <p style="padding-left: 20px;">この場合において、その定額上限データ量の増加に係る料金について、当該月に係る料金として請求し、翌料金月の料金において精算することがあります。</p> <p>9 経企第 78 号（平成 28 年 4 月 19 日）の附則第 6 項を次のように改めます。</p> <p>6 当社は、F O M A 契約者又は第 2 種 F O M A コピキタス契約者（以下この附則において「F O M A 契約者等」といいます。）が当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所（以下この附則において「住所等」といいます。）が平成 28 年 4 月 16 日時点又は平成 28 年 4 月 30 日時点において熊本県内である場合であって、その F O M A 契約者等から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったとき又は共有回線群を構成する共有対象回線の住所等が熊本県内である F O M A 契約者等の F O M A サービスが含まれる場合であって、その共有回線群の共有対象回線若しくは共有代表回線の</p>	

契約者から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったときには、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日までの間におけるその定額上限データ量の増加に係る料金の支払いを要しないものとします。

この場合において、その定額上限データ量の増加に係る料金について、当該月に係る料金として請求し、翌料金月の料金において精算することがあります。